

VI

# (27) 試験問題(午後の部)

注意

(1) 別に配布した答案用紙の該当欄に、試験問題用紙裏面の記入例に従って、受験地、受験番 多肢択一式答案用紙に受験地及び受験番号をマークす 本試験分析セミナー いようにしてください。

(3) 試験問題は、多肢択一式問題(第1問から第35問まで)と記述式問題(第36問及び第37問)から成り、配点は、多肢択一式が105点満点、記述式が70点満点です。

2016 年度本試験攻略法

使用してください。所定の答案用紙以外の用紙に記入した解答及び上記万年筆又はボールペン以外の鉛筆等の筆記具によって記入した解答は、その部分につき無効とします。 答案用紙の受験地、受験番号及び氏名欄以外の箇所に、 特定の氏名等を記入したものは、無効とします。

- (6) 答案用紙に受験地, 受験番号及び氏名を記入しなかった場合は,採点されません(試験時間終了後,これらを記入することは,認められません。)。
- (7) 答案用紙は、汚したり、折り曲げたりしないでください。書き損じても、補充しません。
- (8) 試験問題のホチキスを外したり、試験問題のページを切り取る等の行為は、認められません。
- (9) 試験時間中,不正行為があったときは、その答案は、無効なものとして扱われます。
- (10) 試験問題に関する質問には、一切お答えいたしません。
- (11) 試験問題は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。

としま

!入は.

`。)を

# 1 本試験分析セミナーの目的

本試験分析セミナーは,「2015 年度本試験分析&2016 年度本試験攻略法」をテーマとして,平成 27 年度司法書士試験の分析と平成 28 年度司法書士試験の対策と行うことを目的とする。

# 【各年度の基準点と合格点】

左库		基注	進点		△ 妆 上 / 甘 潍 上 ↓ の 辛 \
年度	午前の部	午後の部	記述式	合 計	- 合格点(基準点との差)
H14	81 (27 問)	75 (25 問)	32. 5	188. 5	206. 0 (17. 5)
H15	84(28問)	72 (24 問)	36. 0	192. 0	208. 5 (16. 5)
H16	78 (26 問)	72 (24 問)	31. 5	181.5	197. 0 (15. 5)
H17	87 (29 問)	78 (26 問)	25. 5	190. 5	203. 5 (13. 0)
H18	81 (27 問)	75 (25 問)	31. 5	187. 5	202. 5 (15. 0)
H19	84 (28 問)	84 (28 問)	30. 0	198. 0	211. 5 (13. 5)
H20	84 (28 問)	78 (26 問)	19. 5	181.5	189. 5 (8. 0)
H21	87 (29 問)	75 (25 問)	41. 0	203. 0	221. 0 (18. 0)
H22	81 (27 問)	75 (25 問)	37. 5	193. 5	212. 5 (19. 0)
H23	78 (26 問)	72 (24 問)	39. 5	189. 5	207. 5 (18. 0)
H24	84(28問)	78 (26 問)	38. 0	200. 0	215. 0 (15. 0)
H25	84(28問)	81 (27 問)	39. 0	204. 0	221. 5 (17. 5)
H26	78 (26 問)	72 (24 問)	37. 5	187. 5	207. 0 (19. 5)
H27		 		 	

<sup>\*</sup> 記述式問題の配点は、H14~H20 が 52 点、H21~が 70 点である。このことから、H14~H20 までの満点は 262 点、H21~の満点は 280 点となる。

# 2 平成 27 年度司法書士試験のデータ

# (1) 午前の部

				憲(3)			民(20)			刑(3)		会社	生・商	(9)	É	計(35	5)
			H27	H26	H25	H27	H26	H25	H27	H26	H25	H27	H26	H25	H27	H26	H25
TIZ	組合	うせ	3	2	3	18	15	16	3	3	2	9	9	9	33	29	30
形式	単純	正誤	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	2
II,	個	数	0	0	0	2	5	2	0	0	1	0	0	0	2	5	3
内	知	識	3	3	2	20	19	19	3	3	3	9	8	8	35	33	32
容	推	論	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	2	3
#dt.	計	算	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
特殊	判例	趣旨	2	3	2	14	13	15	3	3	3	2	2	1	21	21	21
外	対	話	0	0	1	3	3	1	0	0	0	2	0	0	5	3	2

# (2) 午後の部(択一式問題)

			民訴等(7)		司書·供託(4)		不登(16)		商登(8)			合計(35)		5)			
			H27	H26	H25	H27	H26	H25	H27	H26	H25	H27	H26	H25	H27	H26	H25
πи	組合	子せ	6	6	6	4	4	4	14	12	11	5	6	7	29	28	28
形式	単純	正誤	1	0	0	0	0	0	1	0	5	1	0	0	3	0	5
IL.	個	数	0	1	1	0	0	0	1	4	0	2	2	1	3	7	2
内	知	識	7	7	7	4	4	4	16	16	16	8	8	8	35	35	35
容	推	論	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	表形	式等	0	0	0	0	0	0	2	1	2	0	0	0	2	1	2
特	登記	記録	0	0	0	0	0	0	0	3	4	1	0	0	1	3	4
殊	判例	趣旨	2	3	5	1	2	0	0	2	0	0	0	0	3	7	5
	対	話	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	1	1	1

# (3) 過去問の知識のみで正解できる問題数

		H24	H25	H26	H27
	憲 法(3	0	1	0	1
	民 法 (20	12	14	7	14
午前の部	刑 法(3	1	0	1	3
	会社法・商法 (9	0	1	1	3
	合	+ 13	16	9	21
	民事訴訟法(5	3	0	3	5
	民事保全法(1	1	1	1	1
	民事執行法(1	0	0	0	1
左继承却	司法書士法(1	0	1	1	1
午後の部	供 託 法(3	1	2	2	3
	不動産登記法(16	10	11	7	8
	商業登記法(8	1	1	4	3
	合	† 16	16	18	22

## 3 科目ごとの出題実績、出題傾向と対策等

(前注) 問題番号が**ゴシック体**のものは、<u>過去問の知識のみ</u>で正解を導くことができる問題である。

### (1) 憲法

### ① 出題実績

				設問		
		ア	7	ウ	工	オ
問	1	H17-1-オ	H15-1-2			
題番	2					
号	3			*		

※ 空欄に語句を挿入する問題である第3問は、ア~オではなく、①~⑥であるため、以下に示す。

	1	2	3	4	5	6
3		H22-3-①			(H22-3-③)	

### ② 出題傾向

### a 典型論点を題材とする推論問題

H26 と同様、出題されなかった。これを予備校外しとみるか、それとも出題傾向の変化とみるかの判断は、現段階では難しい。

### b 判例を題材とする問題

⇒ H27-1 (精神的自由), H27-3 (地方自治の本旨)

出題事項	出題実績及びその内容
	H27-3-⑥ (法律の範囲内といえるかどうかの判断基準),H26-1-7 (税関検査事件:
	検閲の意義), H25-1-7 (八幡製鉄事件:個人と法人の政治資金の寄付との差異),
結論の前提事項	H24-1-7(森林法共有林事件:財産権の保障の意義),H22-2-7(津地鎮祭事件:政教
	分離の意義),H22-2-ウ(津地鎮祭事件:「宗教的活動」の意義),H22-2-エ(箕面忠魂
	碑事件:「宗教上の組織もしくは団体」の意義)
◇ 書 株 均原 井 淮	H25-1-ウ(猿払事件),H25-1-オ(未決拘禁者の喫煙禁止),H24-1-イ(森林法共有林事
合憲性判断基準	件), H23-1-オ (帆足計事件)
結 論	上記以外の問題・設問

### c 空欄語句挿入問題の出題

⇒ H27-3 (地方自治の本旨), H24-2 (立法権と行政権の関係), H22-1 (法の下の平等), H22-3 (地方自治), H21-2 (外国人の人権), H19-1 (人権の私人間効力)

### d 未出分野からの出題

⇒ H26-1 (検閲), H24-1 (財産権), H23-1 (海外渡航の自由), H22-3 (地方自治)

### ③ 対 策

### a 典型論点を題材とする推論問題への対策

「典型論点」には, 既出論点も含まれる (H23-2 と H17-3 (内閣の法律案提出権), H19-1 と H15-2 (人権の私人間効力))。

### b 基本的事項の網羅

### c 重要判例の理論及び結論の理解と暗記

#### ④ 特別検討事項

#### • H27-1-I

報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき重要な判断の資料を 提供し、国民の知る権利に奉仕するものであるから、報道の自由及び報道のための取材の自由は いずれも憲法上保障されており、裁判所が、刑事裁判の証拠に使う目的で、報道機関に対し、そ の取材フィルムの提出を命ずることは許されない。

[正誤] × 報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき重要な判断の資料を提供し、国民の「知る権利」に奉仕するものであるから、報道の自由は憲法 21 条により保障され、報道のための取材の自由も同条の精神に照らし、十分尊重に値する(博多駅フィルム提出命令事件。最大決昭 44. 11. 26)。もっとも、公正な刑事裁判の実現のために、裁判所が、刑事裁判の証拠に使う目的で、報道機関に対し、その取材フィルムの提出を命ずることは許される(前掲最大決昭 44. 11. 26)。

# (2) 民法

## ① 出題実績

				設 問		
		ア	1	ウ	工	才
	4	H23−4−1			H3-12-2	
	5	H19−7−1	H19-7-ウ	Н19-7-х		
	6	H18-рm13-エ	H10-3-3		Н2-19-ウ	
	7	H10-14-ウ	H18−6−√	H17−8−1	Н22−7−ウ	H19-7-7
	8	Н23-8-х		H23-8-オ	H23−8−1	H13-7-ウ
	9			H1-6-3	H14−11−ᡮ	
	10	H19-10-7	H19−10−イ	H18-20-7	H22-9-I	H21-21-オ
問	11	H11-10-5	H16-10-3	Н23-12-エ	H4-12-2	Н20−12−ウ
題	12	H17-12-7	H22−12−1	Н22−12−ウ	Н22-12-エ	H14-13
番	13		H20−13−1		H14-7-7	
号	14			H22−15−1	S62-5-2	H16−15−オ
	15	H25-12-4		Н11-9-х	H21−15−オ	H25-pm24-オ
*	16	S61-10-5	S61-10-2	S61-10-1	S61-10-4	S61-10-3
	17		Н19-19-х	H8−7−1		
	18	H24-16-3		S63-5-2	Н25-16-х	
	19	H20-17-7	H19-4-7	H7-1-1	 	H24-рm10-エ
	20	Н11-18-х	H4-21-ウ	H16-24-オ	H24−21−オ	H24-21-7
	21	Н19-6-х	H22-21-オ		1	 
	22	Н8-21-х	H25-22-ウ	H14-22-2	!	
	23	H22-23-7	H3−19−√	Н27-23-ウ	H13-6-1·2	Н23-23-х

### ② 出題傾向

### a 同一の論点を題材とする推論問題の出題

1)	差押えと相殺	H20-19, H16-18, H12-5
2	表見代理と無権代理	H17-5, H10-2
3	物権的請求権の内容	Н18-9, Н3-7
4	絶対的構成と相対的構成	H20-4, H12-4
5	遺産分割と登記	H21-8, H10-13
6	盗品等の所有権の帰属	H21-10, H7-10
7	抵当権の効力が及ぶ範囲	H21-13, H14-5
8	転質の法律構成	H22-14, H3-17
9	取消しと登記	H23-7, H13-5
10	不動産の仮差押えによる時効中断の効力	H25-6, H12-2

### b 判例趣旨問題の出題

未出の判例が一定数出題される。

⇒ H27-5-x (最判昭 43.10.17: 仮装の仮登記に基づいてほしいままにされた本登記と仮登記を許容した仮登記義務者の第三者に対する責任), H27-5-オ (最判昭 38.11.28: 借地上建物の仮装譲渡の無効は土地賃貸人に対抗し得るか), H27-6-オ (最判平 23.1.21: 抵当権設定登記後に賃借権の時効取得に必要な期間不動産を用益した者が賃借権の時効取得を当該不動産の競売又は公売による買受人に対抗することの可否)

### c 対話問題の出題数の変化

H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
5	4	5	7	1	1	3	3

### d 既出知識の出題

前記①参照

### e 改正事項及び改正予定事項の出題

⇒ H27-16 (選択債権), H27-17-エ(貸金等根保証契約)

## f 計算問題の出題

H13-13	共同抵当:配当額
H14-9	抵当権の処分:配当額
H15-18	連帯債務:債務額
H15-24	相続分
H16-22	遺留分:遺留分額等
H20-16	共同抵当:配当額
H20-24	遺留分:遺留分額等
H22-13	抵当権の処分:配当額
H24-14	共同抵当:配当額
H24-23	相続分
H25-16	連帯債務:債務額
H25-22	相続分

### ③ 対 策

- a 正確な知識(複雑な事例問題,単純正誤問題及び個数問題への対処法)
- b 既出及び未出の判例の理解と暗記
- c 過去問演習と分析

#### 【筆記試験問題の公開について(平成11年4月法務省民事局)】

法務省では、平成11年度から、司法書士試験及び土地家屋調査士試験の両試験について、受験者による筆記試験問題の持ち帰りを認めることとしました。

上記の各筆記試験は、多肢択一式選択問題及び記述式問題により行っていますが、特に多肢択一式選択問題については、その性質上、過去に出題した試験問題との重複が避けられないこと、また、公開すれば、過去の試験問題の暗記等による単なる知識の詰込みや受験テクニックのみによる受験を助長するおそれがあることなどから、従来、非公開としてきましたが、受験者からの要望などを踏まえて、司法書士試験筆記試験及び土地家屋調査士試験筆記試験の問題を平成11年度から公開することとしたものです。なお、試験の公正確保の観点から試験時間中の退出者は問題の持ち帰りはできないこととしております。

#### ④ 特別検討事項

### a H27-7

不動産の物権変動に関する… (以下省略)

[正解] 4

#### 【不動産の物権変動の出題実績】

H14	全般	H21	遺産分割
H15	_	H22	解除
H16	全般(詐欺,遺言)	H23	取消し
H17	全般(取消し,解除等)	H24	全般
H18	取得時効	H25	相続関係と登記
H19	二重譲渡	H26	取得時効
H20	全般(詐欺, 相続等)	H27	取消し及び解除等

### 関連判例

- ① 不動産の取得時効の完成後,所有権の移転の登記がされることのないまま,第三者が原所有者から抵当権の設定を受けて抵当権の設定の登記を了した場合において,上記不動産の時効取得者である占有者が,その後引き続き時効取得に必要な期間占有を継続したときは,上記占有者が上記抵当権の存在を容認していたなど抵当権の消滅を妨げる特段の事情がない限り,上記占有者は,上記不動産を時効取得し,その結果,上記抵当権は消滅する(最判平24.3.16)。
- ② 通行地役権の承役地が担保不動産競売により売却された場合において、最先順位の抵当権の設定時に、既に設定されている通行地役権に係る承役地が要役地の所有者によって継続的に通路として使用されていることがその位置、形状、構造等の物理的状況から客観的に明らかであり、かつ、上記抵当権の抵当権者がそのことを認識していたか又は認識することが可能であったときは、特段の事情がない限り、登記がなくとも、通行地役権は上記の売却によっては消滅せず、通行地役権者は、買受人に対し、当該通行地役権を主張することができると解するのが相当である(最判平25.2.26)。

#### ь H27-8-7

Aがその所有するパソコン(以下「動産甲」という。)をBに譲渡し、占有改定による引渡しをした後、Aが Cに動産甲を譲渡し、その譲渡につき動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律に基 づく動産譲渡登記がされた場合、Cは、Bに対し、動産甲の所有権を主張することができる。

[正誤] × (動産・債権譲渡特例法3条1項参照)

#### 【動産・債権譲渡特例法の出題】

	法人が金銭債権である指名債権を譲渡した場合には、民法上の債務者への通知又は債務者の
Н22-17-ウ	承諾によらなくても、特別法により債権譲渡の登記をすれば、その譲渡を債務者に対抗するこ
	とができる。 [×]
	Aが動産甲をBに寄託している場合において、Aが、甲をCに譲渡し、さらに、Dにも甲を
	譲渡した。その後、Cが指図による占有移転により甲の引渡しを受け、次いで、Dが動産及び
****	債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律に基づき,甲についての譲渡の登記
H23-8-I	をした。同法に基づく登記には、引渡しに対する優先的効力が認められているから、この場合
	に は , D が 甲 の 所 有 権 を 取 得 す る こ と に な る 。
	[x]
	次の対話は、債権譲渡と債権者の交替による更改に関する教授と学生との対話である。
	教授: 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律によって,金銭の
	支払を目的とする債権の譲渡のうち、法人が債権の譲渡人となるものについては、登記
	をした場合にも第三者に対抗することができるとされていますね。債権者の交替による
Н26−17−ウ	更改についても、登記をすることによって第三者に対抗することができるのでしょうか。
	学生: 金銭の支払を目的とする債権についての債権者の交替による更改のうち、法人が元の
	債権者であるものについては,登記をすることによって第三者に対抗することができる
	とされています。 [×]

#### c H27-10-7

A, B及びCが甲土地を共有している。Aが、B及びCの同意を得ずに農地である甲土地について宅地造成 工事をしているときは、Bは、Aに対し、その工事の差止めを請求することができる。

[正誤] ○ (最判平10.3.24)

### 【最判平 10.3.24 の出題】

	共有者の一人	が共有者間の	協議に基づかな	いで農地である共	有地を造成して宅	地にする工事
H19-10-7	を行っている場	合には、他の	共有者は, 当該	共有者に対して,	当該工事の差止め	を請求するこ
	ک	が	で	き	る	0
	[0]					
	A, B及びC	が父親Xから	甲土地を共同相	続した(相続分は	平等であり、遺産	分割協議は未
	了である。)。A	が勝手に甲土	地の宅地造成工	事のために甲土地	に土砂を搬入した	としても, A
H17-10-I	は、自己の持分	に基づき,甲二	上地全体を使用	収益する権原を有し	ているから、C	は, Aに対し,
п17-10-х	自己の持分権に	基づく妨害排門	除請求権を行使	して, 甲土地上に	般入された土砂の	撤去を請求す
	る こ	ک	は	でき	な	۰ ،
	[×]					
	共有者間の協	議に基づかない	いで一部の共有	者が共有地である	農地を造成して宅	地にしようと
H15-11-I	している場合に	は、他の共有	者は,妨害排除	請求権の行使として	て造成工事の禁止	:を求めること
	ができる。					[×]

### d H27-11

次の対話は、地役権に関する教授と学生との対話である。(以下省略)

[正解] 3

### 【用益権の出題実績】

H18	賃借権, 地上権	H23	地役権
H19		H24	地上権, 地役権
H20	地役権	H25	地上権,賃借権
H21	(通行)地役権	H26	地上権, 永小作権, 地役権
H22	地上権,永小作権,賃借権	H27	地役権

#### e H27-14

AとB会社は、平成23年4月1日、AがB会社の石油販売特約店となることに伴い、A所有の甲土地に、B会社のためにAを債務者とし、極度額を500万円とする根抵当権(以下「本件根抵当権」という。)を設定し、担保すべき債権の範囲を石油供給取引によって生ずる債権と定め、その旨の登記手続をした。

その後、AがB会社から電気製品の買入れを行うようになったことから、平成25年4月1日、AとB会社は、本件根抵当権の被担保債権の範囲に電気製品売買取引によって生ずる債権を加えることを合意し、その旨の登記手続をした。

なお、本件根抵当権の担保すべき元本の確定期日は定められていない。

この事例に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 平成 25 年 5 月 15 日を弁済期とするAとB会社との間の電気製品売買取引により生じた債権について、その弁済期を経過してAが債務不履行に陥った場合であっても、その債権が同年 3 月 15 日に発生したものであるときは、その債権は本件根抵当権によって担保されない。
- イ 平成 25 年 10 月 1 日に B 会社が C 会社に吸収合併された場合,当該合併の事実を同年 11 月 15 日に A が知ったときは、その後に A は、当該合併を理由として本件根抵当権の担保すべき元本の確定を請求することができない。
- ウ Aは、平成 26 年 4 月 1 日を経過した後であれば、本件根抵当権の担保すべき元本の確定を請求することができる。
- エ B会社が本件根抵当権についてDのために転抵当権を設定した場合, Aは, 本件根抵当権の担保すべき元 本の確定前であれば、Dの承諾がなくとも、B会社との合意によって極度額の減額をすることができる。
- オ 本件根抵当権の担保すべき元本が確定した後にAがEに甲土地を売り渡した場合において、当該元本の確 定時点におけるAのB会社に対する残債務額が600万円であったときは、EがB会社に対して本件根抵当権 の消滅を請求するためには、600万円の払渡し又は供託をしなければならない。

「正解 ] 3

#### 【複雑な事例問題】

H26-6

Aは、Bとの間で、A所有の中古車をBに売り渡す旨の売買契約を締結し、売買代金の支払期限を平成 15 年 10 月 1 日と定めた。この事例に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし、平成 26 年 7 月 6 日の時点でAのBに対する売買代金債権について消滅時効が完成していないものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

なお、当該売買契約の締結は、商行為に当たらないものとする。

ア Aは、平成25年9月1日、Bに対し、当該売買代金の支払を求める訴えを提起したものの、平成26年3月1日、その訴えを取り下げた。

イ Aは、平成20年9月1日、後見開始の審判を受け、成年後見人が選任されたものの、平成25年9月1日、当該成年後見人が死亡し、同年11月1日、新たな成年後見人が選任された。

- ウ Aは、平成25年9月1日、Bに対し、当該売買代金の支払を求め、民事調停法に基づき調停の申立てをしたものの、平成26年5月1日、調停が不成立によって終了したため、同月15日、Bに対し、当該売買代金の支払を求める訴えを提起した。
- エ Aは、平成20年9月1日、Bに対し、当該売買代金の支払を求める訴えを提起し、平成21年7月1日、その請求を認容する判決が確定した。
- オ Aは、平成25年9月1日及び同年11月1日の2回にわたり、Bに対し、書面により当該売買代金の支払を請求したものの、Bがその請求に応じなかったことから、平成26年4月1日、Bに対し、当該売買代金の支払を求める訴えを提起した。

1 P1 2 P1 3 1T 4 DT 5 D1

次の【事例】における本件貸金債権が時効によって消滅したかどうかに関する次のアからオまでの記述のうち、時効によって消滅したとするCの見解の根拠となるものとして適切でないものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

#### 【事例】

Aは、平成11年7月1日、Bに対する500万円の貸金債権(以下「本件貸金債権」という。)を被保全債権とし、B所有の不動産(以下「本件不動産」という。)に対する仮差押命令を得て、同月5日、仮差押えの登記をした。

Aは、平成13年3月、Bに対し、本件貸金債権の支払を求める訴えを提起し、同年6月1日、Aの請求を認容する判決が確定したものの、本件不動産に抵当権が設定されていたため、強制競売の申立てをしなかった。

Bが平成24年1月に死亡した後、その唯一の相続人Cは、Aに対し、本件貸金債権は平成23年6月1日の経過により時効によって消滅したとして債務不存在確認の訴えを提起し、Aは、仮差押えによる時効中断の効力が継続しているとして争った。

なお、本件不動産には、Aの仮差押えの登記が存しており、仮差押命令の取消し、申請の取下げ等によって仮差押命令の執行保全の効力が消滅した事実はない。

- ア 不動産に対する仮差押えの執行手続は、仮差押命令に基づき仮差押えの登記がされ、当該仮差 押命令が債務者に送達された時に終了すると解するのが相当である。
- イ 仮差押命令は、被保全権利及び保全の必要性を疎明するだけで発せられ、執行されるものであり、権利の存在に関する公の証拠となるものではない。
- ウ 債務者は、本案の訴えの不提起又は事情の変更による仮差押命令の取消しを求めることができる。
- エ 仮差押えの後、被保全債権について仮差押債権者が提起した本案の勝訴判決が確定した場合に は、仮差押えによる時効中断の効力は、確定判決の時効中断の効力に吸収されると解するのが相当である。
- オ 民法は、仮差押えと裁判上の請求とを別個の時効の中断事由として規定している。

1 P7 2 PT 3 77 4 DT 5 D7

#### H25-6

#### f H27-15-7

構成部分の変動する集合動産を目的とする集合物譲渡担保権の効力は、譲渡担保の目的である集合動産を構成するに至った動産が減失した場合にその損害を塡補するために譲渡担保権設定者に対して支払われる損害 保険金に係る請求権に及ぶ。

[正誤] ○ (最決平 22.12.2)

### 【物上代位の出題実績】

H12-14	抵当権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡(推論問題)
H15-15	賃料債権に対する物上代位権の行使の可否(推論問題)
H17−14−1	抵当権者自身による差押えの要否
H17-14-ウ	抵当権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡
H18-15-イ・ウ	動産売買の先取特権に基づく物上代位権の行使の可否
Н18-16-7	賃料債権に対する物上代位権の行使の可否
H19-15	転貸賃料債権に対する物上代位権の行使の可否(推論問題)
H20-15	「差押え」の趣旨(推論問題)
H21-15-ウ	譲渡担保権に基づく物上代位権の行使の可否
H23−13−オ	賃料債権に対する物上代位権の行使の時期
Н23-13-1	抵当権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡
Н23-13-7	転貸賃料債権に対する物上代位権の行使の可否
H24−13−オ	賃料債権に対する抵当権者の物上代位による差押えと当該債権への敷金の充当
H25-12	物上代位に関する未出判例
H26-12-7	抵当権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡
H27-15-7	集合動産譲渡担保権に基づく物上代位権の行使の可否

### 関連判例

一般債権者による債権の差押えの処分禁止効は差押命令の第三債務者への送達によって生ずるものであり、他方、抵当権者が抵当権を第三者に対抗するには抵当権設定登記を経由することが必要であるから、債権について一般債権者の差押えと抵当権者の物上代位権に基づく差押えが競合した場合には、両者の優劣は一般債権者の申立てによる差押命令の第三債務者への送達と抵当権設定登記の先後によって決せられ、その差押命令の第三債務者への送達が抵当権者の抵当権設定登記より先であれば、抵当権者は配当を受けることができない(最判平 10.3.26)。

#### 【譲渡担保の出題実績】

H11-9	譲渡担保全般
H10 17	構成部分の変動する集合動産を目的とする集合物譲渡担保権と動産売買先取特権に基づい
H12-17	てされた動産競売の不許を求める第三者異議の訴え
H18-14	担保物権の通有性
H19-12-イ・ウ	後順位譲渡担保権者による私的実行,集合動産譲渡担保
H21-15	譲渡担保全般
H22-12-7	清算金支払請求権と譲渡担保
H23-15	集合動産譲渡担保
H24-15	譲渡担保全般
H25-12-4	集合物譲渡担保権に基づく物上代位権の行使の可否
H26-15	不動産を目的とする譲渡担保
H27-15	譲渡担保

#### 関連判例

- ① 不動産を目的とする譲渡担保において、被担保債権の弁済期前に譲渡担保権者の債権者が目的不動産を差し押さえた場合は、少なくとも、設定者が弁済期までに債務の全額を弁済して目的不動産を受け戻したときは、設定者は、第三者異議の訴えにより強制執行の不許を求めることができる(最判平 18.10.20)。
  - cf 弁済期後の差押え:H26-15-7
- ② 対抗要件を備えた集合動産譲渡担保の設定者がその目的物である動産につき通常の営業の範囲を超える売却処分をした場合,当該処分は上記権限に基づかないものである以上,譲渡担保契約に定められた保管場所から搬出されるなどして当該譲渡担保の目的である集合物から離脱したと認められる場合でない限り,当該処分の相手方は目的物の所有権を承継取得することはできない(最判平18.7.20)。
  - cf 通常の営業の範囲内の処分: H23-15-エ
  - cf 後順位譲渡担保権者による私的実行:H24-15-x, H19-12-イ
- ③ 買戻特約付売買契約の形式が採られていても、目的不動産の占有の移転を伴わない契約は、特段の事情のない限り、債権担保の目的で締結されたものと推認され、その性質は譲渡担保契約である(最判平18.2.7)。

#### g H27-15-オ

根抵当権者が、根抵当権の目的である不動産につき譲渡担保権を取得し、譲渡担保を原因とする所有権の移 転の登記を経由したときは、根抵当権は混同により消滅する。

[正誤] ○ (最判平17.11.11)

\* H25-pm24-オ参照

### h H27-17-I

次の対話は、保証に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアか

教授: 次に、根保証について考えてみましょう。一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証 が根保証ですが、主たる債務の範囲に貸金債務が含まれる根保証契約が締結されたとします。この場合 には、極度額を定めることは必要ですか。

学生: 法人ではなく個人が保証人となる場合には、極度額を定めない根保証契約で主たる債務の範囲に貸金 債務が含まれるものは無効となりますので、極度額を定めることが必要です。

「正誤 ○ (民法 465 条の 2 第 2 項)

#### 関連判例

被保証債権を譲り受けた者は、その譲渡が当該根保証契約に定める元本確定期日前にされた場合であっても、当該根保証契約の当事者間において被保証債権の譲受人の請求を妨げるような別段の合意(例えば、根保証契約において、主たる債務の範囲に含まれる債務のうち、元本確定期日の時点で主債務者が当初の債権者に対して負う債務のみについて保証人が責めを負う旨の定め)がない限り、保証人に対し、保証債務の履行を求めることができる(最判平 24.12.14)。

#### i H27-18

次の対話は、相殺に関する教授と学生との対話である。(以下省略)

[正解] 1

#### 【相殺の出題実績】

H12	H16	Н20	H24	Н27
	差押えと相殺	相殺	全般	

#### 関連判例

転付債権者に転付された債務者の第三債務者に対する甲債権と第三債務者の転付債権者に対する乙債権との相殺適状が甲債権と第三債務者の債務者に対する丙債権との相殺適状より後に生じた場合であって,第三債務者が丙債権を自働債権とし甲債権を受働債権とする相殺の意思表示をするより先に,転付債権者の甲債権を自働債権とし乙債権を受働債権とする相殺の意思表示により甲債権が消滅していた場合には,第三債務者による相殺の意思表示はその効力を生じない(最判昭 54.7.10)。

#### i H27-20

親子関係に関する… (以下省略)

[正解] 2

#### 【親子関係に関する最新判例】

保存された男性の精子を用いて当該男性の死亡後に行われた人工生殖により女性が懐胎し出産した子と (1) 当該男性との間に、法律上の親子関係の形成は認められない(最判平18.9.4)。 女性が自己以外の女性の卵子を用いた生殖補助医療により子を懐胎し出産した場合においても、出生し (2) た子の母は、その子を懐胎し出産した女性であり、出生した子とその子を懐胎、出産していない女性との 間には、その女性が卵子を提供していたとしても、母子関係の成立は認められない(最決平19.3,23)。 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に基づき男性への性別の取扱いの変更の審判を受け (3) た者の妻が婚姻中に懐胎した子は、妻との性的関係の結果もうけたものであり得なくても、夫の子と推定 される (最決平 25.12.10)。 認知者は、民法 786 条に規定する利害関係人に当たり、自らした認知の無効を主張することができ、こ (4) の理は、認知者が血縁上の父子関係がないことを知りながら認知をした場合においても異ならない(最判 平 26.1.14)。 夫と子との間に生物学上の父子関係が認められないことが科学的証拠により明らかであり、かつ、夫と 妻が既に離婚して別居し、子が親権者である妻の下で監護されているという事情があっても、子の身分関 (5) 係の法的安定を保持する必要が当然になくなるものではないから、上記の事情が存在するからといって、 772 条による嫡出の推定が及ばなくなるものとはいえず、親子関係不存在確認の訴えをもって当該父子関 係の存否を争うことはできない(最判平26.7.17)。 夫と子との間に生物学上の父子関係が認められないことが科学的証拠により明らかであり、かつ、子が、 現時点において夫の下で監護されておらず、妻及び生物学上の父の下で順調に成長しているという事情が (6) あっても、子の身分関係の法的安定を保持する必要が当然になくなるものではないから、上記の事情が存 在するからといって,772 条による嫡出の推定が及ばなくなるものとはいえず,親子関係不存在確認の訴 えをもって当該父子関係の存否を争うことはできない(最判平26.7.17)。

## (3) 刑法

### ① 出題実績

				設問		
		ア	1	ウ	エ	才
問	24	H7-26-3 (殺人事例)	H7-26-2 (人形事例)		Н22-26-х	
題番	25	H21-24-オ	H21-24-7			
号	26	H5-26-5			H22−25−1	

## ② 出題傾向

a 判例趣旨問題の出題

### b 財産罪の出題

H12	窃盗罪	H20	窃盗罪,横領罪
H13	強盗罪	H21	詐欺罪
H14	詐欺罪	H22	強盗罪
H15	不動産侵奪罪	H23	窃盗罪
H16	窃盗罪	H24	_
H17	恐喝罪	H25	_
H18	詐欺罪	H26	詐欺罪
H19	窃盗罪、盗品等に関する罪	H27	強盗罪

### c 長期間隔論点の出題

H27では出題されなかった。

⇒ H26-25 (罪数), H25-24 (因果関係), H24-26 (放火罪), H23-24 (故意), H23-25 (住居侵入罪等)

### ③ 対 策

- a 事例問題への対策
- b 過去に出題されたテーマに関する判例の理解と暗記
- c 平成 25 年の一部改正(刑の一部の執行猶予制度の創設等)

### ④ 特別検討事項

#### • H27-24-ウ

Aは、勤務する会社で担当した会計処理の誤りを取り繕うため、取引先であるB名義の領収証を偽造したが、その際、領収証は私文書偽造罪における「文書」には当たらないと思っていた。この場合、Aには、私文書偽造罪は成立しない。

「正誤 ) × 何の根拠もなくした刑罰法規の解釈に関する錯誤は、責任故意を阻却しない。

# (4) 会社法及び商法

## ① 出題実績

				設 問		
		ア	イ	ウ	エ	オ
	27		· ·	H22-27-オ	H18-34-7	
	28		! !	 		
	29	Н18-30-ウ	H20-32-7	H25−30−1		
問	30	H18-35-7		H18-pm37		H18-33-I
題	31		:			
番号	32				H21-31-ウ (合同会社)	H22-32-ウ (合資会社)
Þ	33		:	! ! !		
	34			1	H19-35-エ	
	35		H16-17-ウ (民法)			

<sup>\*</sup> 出題実績は,第35問を除き,会社法の出題が開始されたH18以降の過去問に限る。

### ② 出題傾向

### a 頻出論点の定着

会社法に基づく出題は、H18 からであるが、H27 までの 10 年間の出題実績を見ると、大きな括りではあるが、頻出論点の定着がみられる。

### 【会社法の頻出論点】

設	立	H18-32,	H19-28,	H20-28,	H21-27,	H22-27,	H23-27,	H24-27,	H25-27,	H26-27,	H27-27
株	式	H18-30,	H19-29,	H19-30,	H20-29,	H20-30,	H20-31,	H21-28,	H22-28,	H23-28,	H24-28,
17%	I,	H25-28,	H25-29,	H26-28,	H26-29,	H27-28					
		H18-31,	H18-33,	H18-35,	H19-31,	H20-32,	H20-33,	H20-34,	H21-29,	H22-29,	H22-30,
機関・	役員等	H22-31,	H23-30,	H23-31,	H24-30,	H24-31,	H25-30,	H25-31,	H25-32,	H26-30,	H26-31,
		H27-29,	H27-30								
計	算	H18-28,	H19-32,	H21-30,	H22-32,	H23-32					
持 分	会 社	H19-34,	H20-35,	H21-31,	H23-34,	H24-33,	H25-34,	H26-32,	H27-32		
組織再	編行為	H18-29,	H19-35,	H21-33,	H21-34,	H23-33,	H24-34,	H25-33,	H26-34,	H27-34	

### b 商法の7年連続出題

⇒ H27-35 (商事消滅時効), H26-35 (商行為), H25-35 (商行為), H24-35 (商業使用人), H23-35 (商人間の売買), H22-35 (問屋及び商事仲立人), H21-35 (商人)

#### c 判例趣旨問題の出題

⇒ H27-31 (株式会社の解散と清算), H27-35 (商事消滅時効), H26-28 (株式の相続による共有), H26-31 (取締役の忠実義務), H26-35 (商行為), H25-32 (会社法 429 条 1 項の法意), H25-35 (商行為), H24-30 (利益相反取引), H24-32 (事業譲渡), H24-35 (商業使用人), H23-35 (商人間の売買), H22-31 (表見取締役の責任), H22-34 (会社法上の訴え), H21-35 (商人)

#### ③ 対 策

- a 会社法の正確な理解と暗記
- b 商法の対策
- c 旧商法下の判例の理解と暗記
- d 平成26年の会社法等の一部改正

## ④ 特別検討事項

## a H27−27**~**34

# 【会社法の問題開始前の注書きの有無及びその内容】

	会社法	商業登記法
	【注】	【注】
	第 28 問から第 35 問までの試験問題について	第 28 問から第 35 問までの試験問題について
H18	は, 問題文に明記されている場合を除き, 定款に	は, 問題文に明記されている場合を除き, 定款に
	法令の規定と異なる別段の定めがないものとし	法令の規定と異なる別段の定めがないものとし
	て、回答すること。	て、回答すること。
H19	—	_
	第 28 問から第 35 問までの試験問題について	
1100	は、問題文に明記されている場合を除き、定款に	
H20	法令の規定と異なる別段の定めがないものとし	
	て、解答すること。	
H21		_
		第 28 問から第 33 問までについては, 問題文中
H22		の株式会社には特例有限会社を含まないものと
		して、解答しなさい。
	第 27 問から第 33 問までの試験問題について	_
1100	は, 問題文に明記されている場合を除き, 定款に	
H23	法令の規定と異なる別段の定めがないものとし	
	て、解答すること。	
	第 27 問から第 34 問までの試験問題について	_
H24	は, 問題文に明記されている場合を除き, 定款に	
1124	法令の規定と異なる別段の定めがないものとし	
	て、解答すること。	
	第 27 問から第 34 問までの試験問題について	_
H25	は, 問題文に明記されている場合を除き, 定款に	
1140	法令と異なる別段の定めがないものとして,解答	
	してください。	
	第 27 問から第 34 問までの試験問題について	_
Н26	は, 問題文に明記されている場合を除き, 定款に	
H26	法令の規定と異なる別段の定めがないものとし	
	て,解答してください。	
	第 27 問から第 34 問までの試験問題について	_
H27	は, 問題文に明記されている場合を除き, 定款に	
1141	法令の規定と異なる別段の定めがないものとし	
	て、解答してください。	

#### b 平成26年会社法改正からの出題

#### (a) H27-30-1

監査役を置く株式会社は、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを設けた場合には、その旨の変更の登記をしなければならない。

「正誤」 正しい (会社法 911 条 3 項 17 号イ)

### (b) H27-31-1

次の対話は、株式会社の解散と清算に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、判**例の趣旨に照らし正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

教授: 会社法上の公開会社が解散するための手続は、どのようなものですか。なお、この会社は、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社ではないものとします。

(以下省略)

「正解 5

#### (c) H27-pm29-1

監査役設置会社であり会計監査人設置会社である株式会社において、株主総会の決議により会計監査人を解任した場合の変更の登記の申請書には、監査役が当該株主総会の議案の内容を決定したことを証する書面を添付しなければならない。

[正誤] 誤り(松井信憲「商業登記ハンドブック(第3版)」(商事法務)P462参照)

#### 平成 26 年の会社法等の一部改正

### 会社法の一部を改正する法律案

成立日: 平成 26 年 6 月 20 日

公布日: 平成 26 年 6 月 27 日 (法律第 90 号)

施行日: 平成27年4月又は5月

※ 「改正会社法に関する解説会」(商事法務・経営法友会主催)での法務省民事局参事官の発言

#### 改正事項

- ① 子会社等及び親会社等の定義の創設
- ② 監査等委員会設置会社制度
- ③ 社外取締役及び社外監査役の要件
- ④ 発行可能株式総数
- ⑤ 株式買取請求に係る株式等の買取りの効力が生ずる時等
- ⑥ 株式買取請求に係る株式等に係る価格決定前の支払制度
- ⑦ 株主名簿等の閲覧等の請求の拒絶事由
- ⑧ 全部取得条項付種類株式の取得
- 9 特別支配株主の株式等売渡請求
- ⑩ 株式の併合により端数となる株式の買取請求
- ① 募集株式が譲渡制限株式である場合等の総数引受契約
- (2) 支配株主の異動を伴う募集株式の発行等
- ⑬ 仮装払込みによる募集株式の発行等
- ⑭ 新株予約権無償割当てに関する割当通知
- ⑤ 社外取締役を置いていない場合の理由の開示
- ⑥ 会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定
- ① 企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備
- 18 取締役及び監査役の責任の一部免除
- (19) 親会社による子会社の株式等の譲渡
- ② 会社分割等における債権者の保護
- ②1 組織再編等の差止請求
- ② 略式組織再編, 簡易組織再編等における株式買取請求
- ② 準備金の計上に関する特則
- ② 株主総会等の決議の取消しの訴えの原告適格
- ② 株主代表訴訟の原告適格の拡大等
- 26 監査役の監査の範囲に関する登記

### 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

成立日: 平成 26 年 6 月 20 日

公布日: 平成 26 年 6 月 27 日 (法律第 91 号)

施行日:一部の規定を除き、会社法の一部を改正する法律の施行の日

# c 数字を題材とする設問の出題(会社法以外の科目を含む。)

問題番号	問題文	正誤
	婚姻の成立の日から 200 日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消しの日から 300	
Н27-20-х	日以内に子が生まれた場合に,夫において子が嫡出であることを否認するためには,夫	×
	が子の出生を知った時から3年以内に嫡出否認の訴えを提起しなければならない。	
	株式会社の設立の無効の訴えの提訴期間は、会社法上の公開会社にあっては会社の成	
Н27-27-х	立の日から1年以内であり、それ以外の株式会社にあっては会社の成立の日から2年以	×
	内である。	
	次の対話は、株式会社の解散と清算に関する教授と学生との対話である。	
	教授: 最後に,定款で定めた存続期間の満了によって解散した清算株式会社は,いつ	
H27−31−オ	まで,株主総会の決議によって株式会社を継続することができますか。	
H21-31-4	学生: その清算株式会社は、清算が結了するまで、株主総会の決議によって株式会社	O
	を継続することができます。しかし、休眠会社が解散したものとみなされた場合	
	には、解散したものとみなされた後3年以内に限られています。	
	合資会社の有限責任社員が出資の価額を減少した場合にその旨の登記をする前に生じ	
H27-32-7	た当該合資会社の債務を弁済すべき当該有限責任社員の責任は,当該登記後1年を経過	×
	した時に消滅する。	

<sup>\*</sup> H27-35 (商事消滅時効) は、全体的に数字を題材とする問題といえる。

# (5) 民事訴訟法, 民事執行法及び民事保全法

# ① 出題実績

設			設問			
		ア	1	ウ	エ	才
	1		Н6-3-2	H7-4-3	H17-4-7	
	2	H23−2−1	H5-4-2		H5-4-4	
問	3	S62-2		H2-4-2		H2-4-1
題	4	S63-5-1	H11-3-1			H23-5-7
番号	5	前段:H20-4-1 後段:H22-5-オ	前段:H22-5-エ 後段:H26-5-7	H22-5-7		H22−5−1
7	6	H23-6-7	H23−6−1	Н23-6-ウ		
	7	_	S62-7-1	S62-7-5	S62-7-4 (不動産)	S62-7-2 (和解調書)

# ② 出題傾向

- a 過去問レベルの知識の出題
- b 判例趣旨問題の出題
- ⇒ H27-1, H27-3
- c 近年の改正法の出題

## ③ 対 策

- a 過去問の徹底的な演習と分析
- b 判例の理解と暗記
- c 未出の改正事項の習得

## 【近年の改正法からの出題(民事訴訟法)】

年 度	内 容	出題実績
	計画審理	
	証拠収集等の手続	H18-3
шь	専門委員	
H15	鑑定	_
	知的財産権関係事件の管轄等	
	簡易裁判所の機能の充実	
	民事訴訟手続等のオンライン化	
H16	督促手続のオンライン化	
	その他(電磁的記録による管轄裁判所についての合意)	_
H23	国際裁判管轄法制の整備	_

### 【近年の改正法からの出題(民事執行法)】

年 度	内 容	出題実績	
	担保不動産収益執行	_	
	民事執行法上の保全処分の強化 ・相手方を特定しないで発する売却のための保全処分 等	- *	
	競売不動産の内覧	_	
	差押禁止動産	_	
H15	養育費等の履行確保	H24-7	
H15	不動産の明渡執行の実効性の確保		
	・承継人等を特定しないで付与する承継執行文	_	
	・明渡しの催告		
	間接強制	H20-7-7	
	動産競売	_	
	財産開示	_	
	裁判所内部の職務分担の合理化		
	・裁判所書記官による物件明細書の作成		
	最低売却価額制度の見直し	_	
H16	その他の不動産競売手続の改善	II10 7 +	
	・剰余を生ずる見込みがない場合の措置	H19−7−オ	
	少額訴訟債権執行制度	_	
	扶養義務等に係る金銭債務についての間接強制制度	H24-7-7, H20-7-1	

<sup>%</sup> H19-7-ウは、設問中において「価格減少行為」という平成 15 年改正により創設された用語を用いている。

## 【近年の改正法からの出題(民事保全法)】

改正年度	改正内容	出題実績
Н15	不動産の明渡執行の実効性の確保 ・債務者を特定しないで発する占有移転禁止の仮処分命令	Н24-6-1, Н19-6-≖
	知的財産権関係事件の管轄等	_
H23	国際裁判管轄法制の整備	_

## ④ 特別検討事項

### • H27−2−1

当事者が補助参加について異議を述べたときは、補助参加人は、参加の理由を証明しなければならない。

[正誤] 誤り 補助参加人は、参加の理由を「疎明」しなければならない(民訴法44条1項)。

### (6) 司法書士法及び供託法

### ① 出題実績

		設問				
		ア	7	ウ	工	オ
BB	8	H17-8-7	H11-8-I	H15-8	H21-8-I	*
問題	9	H1-13-3	H1-13-4	H21-9-オ	H22-10-7	H10-9-I
超番	H12-9-4 (改正前)	H12-9-4	H20−11−√	H18-9-I		H4-14-5
号		(改正前)	1120 11 7	1110 9 =		114 14 0
7	11	H23-10-7	Н23-10-エ	H23-10-√	H23−10−1	Н23−10−ウ

<sup>※</sup> 過去問は、全て業務の停止の処分を受けた場合の取扱いである(H6-8-ウ, H3-10-ウ, S58-10-3, S57-9-5 参照)。

### ② 出題傾向

### a 司法書士法

- (a) 司法書士法 22 条及び 41 条の出題
- (b) 旧司法書士法下の過去問事項の出題
  - ⇒ H27-8, H26-8 (以上,司法書士又は司法書士法人の義務), H25-8 (司法書士の義務), H20-8 (司法書士名簿の登録及び司法書士会への入退会), H19-8 (司法書士又は司法書士法人に対する懲戒)

### b 供託法

供託規則, 弁済供託及び執行供託の出題

## ③ 対 策

### a 司法書士法

- (a) 司法書士法の理解と暗記
- (b) H11以前の過去問

### b 供託法

- (a) 上記論点の理解及び暗記
- (b) 平成24年及び平成26年の供託規則の一部改正

### ④ 特別検討事項

## • H27-10-7

委任による代理人によって供託金の取戻しを請求する場合において、供託物払渡請求書に添付された当該代理人の権限を証する書面に、供託金の受領に関する権限を委任する旨の記載があるときは、当該代理人の預金 又は貯金に振り込む方法により払渡しを受けることができる。

[正誤] 正しい (供託規22条2項5号)

#### 【平成24年の供託規則の一部改正】

- ① 書面により供託をする場合には本人確認が必要とされていないことを踏まえ、オンラインによる供託をする場合には、電子署名を行うことを要しない(供託規39条1項)。なお、オンラインによる払渡請求をする場合には、電子署名を行わなければならず(供託規39条1項)、また、電子署名を行わなければならない(同条3項)。
- ② 供託者から、法務大臣の定めるところに従い、電磁的記録である供託書正本の提供の請求があったときに限り、電磁的記録である供託書正本を提供しなければならない(供託規40条2項)。当該請求がないときは、原則どおり、書面である供託書正本を交付しなければならない(供託規20条の3第4項後段)。

供託者は、供託書正本に係る電磁的記録の提供を求めた場合(供託規 40 条 2 項)には、供託官に対し、みなし供託書正本の交付を請求することができる(同規 42 条 1 項)。

〈供託者の供託書正本に関する選択〉

- (a) 電磁的記録である供託書正本のみの取得(供託規40条2項)
- (b) 電磁的記録である供託書正本及びみなし供託書正本の取得(供託規40条2項,42条)
- (c) 書面である供託書正本の取得(供託規20条の3第4項)
- ③ 供託者が電磁的記録である供託書正本を取得しないまま 30 日を経過した場合には、当該供託書正本の提供を要しない(供託規40条3項)。

### 【平成26年の供託規則の一部改正】

- ① 供託金の払渡しを受けようとする場合の預貯金振込みの方法として、日本銀行が指定した銀行その他の金融機関における払渡請求者の代理人の預金又は貯金に振り込む方法が可能である(供託規22条2項5号)。 ここでいう「代理人」は、委任による代理人に限定されていないことから、法定代理人等に対する預貯金振込みの方法による供託金の払渡しも認められる(平26.5.9 民商49号)。
- ② 委任による代理人に対する預貯金振込みの方法による供託金の払渡しを行うためには、次の(a)及び(b)の場合でも、払渡請求者の意思確認のため、供託金払渡請求書に添付された代理人の権限を証する書面(委任状)に押印された払渡請求者の印鑑につき市区町村長の作成した証明書(印鑑証明書)の添付を要する(供託規26条3項4号・5号)。なお、この場合の委任状には、供託金の受領に関する権限を委任する旨が記載されている必要がある(平26.5.9民商49号)。
  - (a) 法令の規定に基づき印鑑を登記所に提出することができる者以外の者が供託金払渡請求書に官庁又 は公署から交付を受けた供託の原因が消滅したことを証する書面を添付した場合
  - (b) 法令の規定に基づき印鑑を登記所に提出することができる者以外の者が供託金払渡請求書に官庁又 は公署から交付を受けた証明書(供託規30条1項)を添付し、かつ、払渡しを請求する供託金の額が 10万円未満である場合
- ③ 供託官は、代理人に対する預貯金振込みの方法により供託金を払い渡す場合は、振込みの手続きを行った 旨の通知書(国庫金振込通知書)は代理人に対して送付される(供託規28条2項)。

# (7) 不動産登記法(択一式問題)

## ① 出題実績

		設 問 ※				
		ア	1	ウ	エ	オ
	12	Н22-19-1	1	:	1	H19-21-ウ
	13		 		 	
	14		Н5−27−ウ		1 1 1 1	
	15		1 1 1	!	1 	
	16	H22-21	1		H5-13-2	H24-20-7
	17		; ; ;		! !	
	18	H14-22-1	H19-26-ウ	H21-16-5		
問	19	H11-12		H22-18-7	H2-24-ウ (持分の仮差押)	H21-23-ウ
題番	20	H22-12-7		H18−19−ウ (売買事例)	H9−27−1	
号	21	H18-25-ウ	H4-17-5 (仮登記事例)	S60-24-1		H4-17-2
	22	H22-16-7	H15−23−√	H1-15-3	H9-17-3	H17-23-ウ
	23	H11-21-オ (譲受人)		H12-16-ウ		
	24		H14-12-ウ		1	H4-15
	25	H19−13−√		H5-26-1	1 1	
	26		H9-14-7		H8−16−1	Н17-14-х
	27		H12-25-2	H12-25-4	H23-21-7	

<sup>※</sup> 第 12 間は、ア~オではなく、 $1 \sim 5$  である。

### ② 出題傾向

### a 頻出論点の枠

不動産登記法の択一式問題では、司法書士試験で出題される科目のうち、最も「頻出論点の枠」 が多い。

⇒ H27 においては登録免許税の出題がなく、H27 においては用益権の登記、登録免許税、仮登記の 出題がなかった。

### 【不動産登記法の頻出論点】

H12-23, H13-12, H14-23, H15-18, H15-21, H15-25, H16-26, H17-12, H17-12, H19-13,
H20-24, H22-25, H25-17, H26-20, H27-25, H27-26
H12-16, H12-18, H13-16, H13-19, H13-23, H14-11, H14-16, H15-12, H16-18, H16-19,
H17-22, H17-26, H18-22, H18-23, H19-18, H20-20, H21-25, H23-18, H23-19, H25-14,
H25-24, H25-25, H26-22, H27-23
H12-12, H12-13, H13-17, H13-27, H14-20, H15-26, H16-20, H17-19, H18-22, H19-19,
H20-21, H21-26, H22-17, H23-20, H24-20, H24-21, H25-14, H25-25, H26-23, H27-23
H12-17, H13-25, H14-21, H15-23, H16-16, H17-23, H17-27, H18-16, H18-17, H18-27,
H20-23, H22-16, H23-16, H23-17, H25-22, H27-22
H12-11, H13-11, H14-18, H16-25, H17-18, H18-24, H19-17, H20-19, H21-24, H23-27,
H24-27, H25-27
H10 10 H14 00 H15 15 H16 07 H17 01 H10 15 H10 05 H01 17 H96 14
H13-13, H14-22, H15-15, H16-27, H17-21, H18-15, H19-25, H21-17, H26-14
H13-21, H14-12, H15-17, H16-13, H17-21, H19-23, H20-25, H21-19, H22-12, H23-22,
H24-22, H25-16, H25-26, H27-24
H12-26, H13-26, H15-13, H18-21, H19-15, H20-26, H22-24, H25-18, H26-16
H12-11, H13-24, H15-19, H18-25, H19-20, H22-20, H23-15, H24-19, H27-21
H12-25, H14-25, H16-15, H21-20, H23-21, H26-26, H27-27
H17-13 (通知), H18-18 (提供), H20-13 (通知), H23-12 (通知), H24-16 (提供), H26-12
(提供),H26-13(失効の申出と有効証明),H27-12(通知)

#### b 総論(各論的総論を除く。)からの出題

- ⇒ H27-12 (登記識別情報の通知), H27-13 (事前通知及び前の住所地への通知), H27-17 (職権による登記の抹消及び更正), H27-19 (付記登記)
  - cf H26-12 (登記識別情報の通知), H26-13 (登記識別情報の失効の申出と有効証明), H26-15 (登記 原因証明情報), H26-25 (登記事項の証明等)

#### c 出題形式の充実

- ⇒ H27-14, H27-15, H26-14 (以上,表形式問題), H26-19, H26-22, H26-23, H25-16, H25-20, H25-21 (以上,登記記録問題), H25-23 (表形式問題), H25-24 (登記記録問題), H25-27, H24-13 (以上,表形式問題), H24-18, H24-20 (以上,登記記録問題), H24-21 (表形式問題), H24-23 (登記記録問題)
  - \* 登記記録問題には、ある登記記録の記録を前提とするもののほか、完了後の登記記録の記録を問うものもある(H24-18)。

#### ③ 対 策

- a 過去問の徹底的な演習と分析
- b 過去問数が少ない総論の分野(平成 16 年の改正事項)の対策

#### c 不動産登記関係法令等の理解と暗記

不動産登記関係法令等とは、不動産登記法、不動産登記令、不動産登記規則、不動産登記事務 取扱手続準則、不動産登記法の施行に伴う登記事務の取扱いについて(通達)(平 17.2.25 民二 457 号)及び不動産登記記録例について(通達)(平 21.2.20 民二 500 号)をいう。

#### ④ 特別検討事項

#### a H27-12-2

Aが、Bに対してAを所有権の登記名義人とする甲土地を売却したが、BがAからBへの所有権の移転の登記の申請に協力しないため、Bに対して当該移転の登記手続を求める訴えを提起し、その請求を認容する判決が確定した場合において、Aが当該判決に基づき単独で当該移転の登記を申請したときは、Aに対して登記識別情報は通知されない。

[正誤] 誤り 登記識別情報は、その登記をすることによって申請人自らが登記名義人となる場合に通知されるところ(不登法 21 条本文)、Aは登記義務者であり、申請人であるが、自らが登記名義人となるわけではないため、登記識別情報は通知されない。

#### cf H22-9-ウ

持参債務の債務者が弁済期日に弁済をしようとして電話で債権者の在宅の有無をその住居に問い合わせた場合において、債権者その他の弁済の受領の権限を有する者が不在で、留守居の者から分からない旨の回答があったときは、債権者は、受領不能を原因とする供託をすることができない。

[正誤] 正しい 弁済者(債務者)は、債権者が弁済を受領することができないときは、債権者のために弁済の目的物を供託してその債務を免れることができる(民法 494 条前段)。そして、民法 494 条前段の「債権者が弁済を受領することができないとき」としては、債権者の不在等があり、判例は、債権者の不在には、債務者が弁済をするために電話で債権者の在宅の有無を問い合わせたところ、家人から債権者は不在で弁済を受領することができない旨の返事があった場合など、一時的に不在である場合も含まれるとしている(大判昭9.7.17)。もっとも、本設問においては、供託の主体が「債権者」とされているため、受領不能を原因とする供託をすることはできない。

法務省が発表した「平成22年度司法書士試験(筆記試験)の採点上の取扱いについて」は、「平成22年7月4日(日)に実施した平成22年度司法書士試験について、…、正解がない問題があることが判明したため、受験者の不利益にならないような措置を講じることとしました。受験者の方々に御迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げますとともに、今後このようなことがないよう、再発防止に努めてまいります。(中略)3.午後の部第9間については、正解がない問題となってしまいましたので、採点が可能な答案については、全員を正解とすることとしました。」としているため、本問の正解は存在しない。

法務省は、正解がない問題となる理由を明らかにしていないが、H22-9-ウの問題文中、「…債権者は、受領不能を原因とする供託をすることができない。」という部分が「…<u>債務者</u>は、受領不能を原因とする供託をすることができない。」の誤記であることがその理由であると思われる。

#### b H27-14-1

次のアからオまでの記述のうち、第1欄の各登記を申請するときに第2欄に掲げる事項をその申請情報の内容としなければならないものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

	第1欄	第2欄
イ	通行を目的とする地役権の設定の登記	地役権者の氏名又は名称

[正誤] 地役権者の氏名又は名称を申請情報の内容としなければならない(不登令3条1号)。なお、承役地についてする地役権の設定の登記においては、地役権者の氏名又は名称及び住所は登記されない(不登法80条2項)。

#### c H27-15-7

登記原因に関する次のアから才までの記述のうち、第1欄に掲げる事由が生じた場合に、第2欄に掲げる登記原因及びその日付で登記の申請をすることができないものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。なお、登記原因につき第三者の許可、同意又は承諾を要する場合には、平成27年7月1日に、それぞれ第三者の許可、同意又は承諾を得ているものとする。

	第1欄	第2欄
	権利能力のない社団の構成員全員に総有的に帰属する甲建物について、当該社	平成 27 年 7 月
7	団の代表者であるAが個人名義で当該建物の所有権の登記名義人となってい	1日委任の終了
,	たが、平成 27 年 7 月 1 日、Aに加えて、新たにB及びCが当該社団の代表者	
	に就任した。	

[正誤] 第2欄に掲げる登記原因及びその日付で登記の申請をすることができる(昭53.2.22 民三1102号)。

#### 【権利能力なき社団関係の出題実績】

	地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体が登記義務者である場合に、当
H23-26-オ	該団体の代表者の印鑑証明書として添付する市区町村長が作成した印鑑証明書は、作成後3か月
	以内のものであることを要しない。 [×]
	いわゆる権利能力なき社団名義による不動産登記の可否について,学生A及び学生Bが以下の
	見解を有している。
	学生Aの見解 権利能力なき社団名義による登記を認める見解
	学生Bの見解 権利能力なき社団名義による登記を認めず、権利能力なき社団の代表者の肩書の
H24-12	ない個人名義による登記のみを認める見解
	次のアからオまでの記述は,学生A又は学生Bの一方が他方の見解について述べたものである
	が、各記述のうち、「 <b>私の見解」が学生Bの見解を指すものとして最も適切なもの</b> の組合せは、後
	記1から5までのうちどれか。
	(以下省略) [5]
	権利能力のない社団の構成員全員に総有的に帰属する甲土地について,当該社団の代表者であ
	るAが個人名義でその所有権の登記名義人となっていた場合において、Aが死亡した後に当該社
Н26-20-ウ	団の新たな代表者としてBが就任し、Bを登記権利者とする委任の終了による所有権の移転の登
	記を申請するときは、その前提としてAの相続人への所有権の移転の登記を申請しなければなら
	ない。 [×]

#### 関連判例等

- ① 認可地縁団体の代表者が所有権の登記名義人となっている不動産について、当該代表者が死亡したため、当該認可地縁団体が原告となり、当該代表者の相続人のうちの一部の相続人を被告として、当該不動産について、「委任の終了」を登記原因とする所有権の移転の登記を求める訴訟が提起され、これを認容する判決が確定した場合には、当該認可地縁団体は、申請情報と併せて当該訴訟の判決書の正本を提供して、「委任の終了」を登記原因として、当該認可地縁団体を登記権利者とする所有権の移転の登記を申請することができる(平 22.12.1 民二 3015 号)。
- ② 権利能力のない社団の構成員全員に総有的に帰属する不動産については、当該社団の代表者が自己の個人名義に所有権の移転の登記手続をすることを求める訴訟を提起することが認められているが(最判昭47.6.2)、権利能力のない社団も、構成員全員に総有的に帰属する不動産について、その所有権の登記名義人に対し、当該社団の代表者の個人名義に所有権の移転の登記手続をすることを求める訴訟の原告適格を有する(最判平26.2.27)。そして、その訴訟の判決の効力は、構成員全員に及ぶものと解されるから、当該判決の確定後、上記代表者が、執行文の付与を受けないで、当該判決により自己の個人名義への所有権の移転の登記の申請をすることができる(前掲最判平26.2.27(注))。
- (注) この判例は、「上告人(共有持分の登記名義人のうちの1人の権利義務を相続により承継した者)は、被上告人(権利能力なき社団)代表者Aに対し、上記土地について、委任の終了を原因とする持分移転登記手続をせよ。」とした原判決の主文について、「被上告人代表者A」への持分移転登記手続が命じられているが、権利能力のない社団の代表者である旨の肩書を付した代表者個人名義の登記をすることは許されないから(前掲最判昭 47.6.2)、上記の主文は、Aの個人名義に持分移転登記手続をすることを命ずる趣旨のものと解すべきであるとしている。

#### d H27-19

次のアからオまでの登記のうち、付記登記によってするものは、幾つあるか。

- ア 仮登記した所有権の移転の仮登記
- イ 転借権の登記の抹消の登記
- ウ 所有権の更正の登記
- エ 所有権を目的とする抵当権の設定の登記請求権を保全するための処分禁止の登記
- オ 所有権を目的とする根抵当権を分割して譲り渡す場合の登記
- 1 1 個 2 2 個 3 3 個 4 4 個 5 5 個

「正解 1

#### 【付記登記の出題実績(H11以降)】

H15 H21 H22 H24 H25 H27
-------------------------

#### e H27-21-ウ

敷地権が賃借権である敷地権付き区分建物について、表題部所有者から所有権を取得した者が所有権の保存の登記を申請するときは、当該所有権を取得した者の住所を証する情報、表題部所有者から当該区分建物の所有権を取得したことを証する情報及び敷地である土地の所有権の登記名義人の承諾を証する情報を提供しなければならない。

[正誤] 誤り 所有権の保存の登記を不登法 74 条 2 項の規定により表題部所有者から所有権を取得した者が申請する場合において、建物が敷地権付き区分建物であるときは、登記原因を証する情報及び敷地権の登記名義人の承諾を証する当該登記名義人が作成した情報を提供しなければならない(不登令別表 29 項添付情報欄口)。設問における「敷地権の登記名義人」は、賃借人であるため、敷地である土地の所有権の登記名義人の承諾を証する情報ではなく、賃借人の登記名義人の承諾を証する情報を提供しなければならない。

\* 建物が敷地権付き区分建物である場合において、敷地権が賃借権であるが、賃借権について「譲渡することができる」との特約の登記がされていないときは、申請情報と併せて、賃貸人が承諾したことを証する情報を提供しなければならない(民法 612 条 1 項、不登令別表 40 項添付情報欄口)【H5-25-3】。

#### f H27-23-1

元本が確定した根抵当権の登記名義人の所在が知れない場合には、当該根抵当権の目的である不動産の所有権の登記名義人は、当該根抵当権の登記名義人の所在が知れないことを証する情報及び当該根抵当権の被担保債権が消滅したことを証する情報を提供して、単独で当該根抵当権の登記の抹消を申請することができる。

[正誤] 正しい 登記義務者(根抵当権の登記名義人)の所在が知れないため、共同して権利に関する登記の 抹消を申請することができない場合においては、登記権利者(所有権の登記名義人)は、根抵当権の被担保債権 が消滅したことを証する情報を提供した場合には、当該登記権利者(所有権の登記名義人)は、単独で根抵当権 の登記の抹消を申請することができる(不登法70条3項前段)。

この場合には、次に掲げる情報を提供しなければならない(令別表 26 添付情報欄ハ)。 i が登記原因証明情報となる。

- i 債権証書並びに被担保債権及び最後の2年分の利息その他の定期金(債務不履行により生じた損害を含む。) の完全な弁済があったことを証する情報
- ii 登記義務者の所在が知れないことを証する情報

#### cf H14-16-1

抵当権者の所在が知れない場合において、債権の弁済期から 20 年を経過したときは、所有権の登記名義 人は、申請情報と併せて弁済期を証する情報及び供託されたことを証する情報を提供すれば、単独で抵当権 の設定の登記の抹消を申請することができる。

[正誤] 誤り 所有権の登記名義人は、設問の添付情報のほか、登記義務者の所在が知れないことを証する情報をも提供しなければならない (不登令別表 26 項添付情報欄二)。

### g H27-25-I

甲土地の所有権の登記名義人であるAには、配偶者B並びに子C及びDがおり、Cには子Eがいる場合において、Aが死亡して相続が開始した。AからB、C及びDへの相続を登記原因とする所有権の移転の登記がされた後、Bの相続の放棄の申述が受理された場合、B、C及びDは、Bが作成した相続の放棄を証する書面を提供して、BからC及びDへの相続の放棄を登記原因とするBの持分の移転の登記を申請することができる。

[正誤] 正しい 共同相続登記がされた後に、共同相続人の一部の者が相続の放棄をしたときは、相続の放棄を登記原因とする持分の移転の登記を申請することができる(昭 26.12.4 民事甲 2268 号参照)。

\* これにより, 第25問の正解は, 3となる。

### h H27-27-I

Aを受託者、Bを受益者とする所有権の移転の登記及び信託の登記がされている不動産について、BがCに対して受益権を売却したことによる売買を登記原因とする受益者の変更の登記は、Aが単独で申請することができる。

[正誤] 正しい 信託の変更の登記は、受託者が単独で申請する (不登法 103 条 1 項)。したがって、Aは、単独で申請することができる。

## 【信託受益権の売却の出題実績】

	受益権を売買したことによる売買を登記原因とする受益者変更の登記は、新受益者を権利者、
H23-21-7	前受益者を義務者として, 共同で申請することができる。 [×]
	* 受益権が売買により移転されたことによる信託目録に記録された受益者の変更の登記の申請
H22-22-カ	を, ①登記権利者及び登記義務者が共同してする申請, ②登記名義人が単独でする申請又は③
HZZ-ZZ-N	登記権利者又は登記義務者として観念されない登記名義人が共同でする申請のいずれかに分類
	する設問
H14-25-ウ	受益者が信託受益権を売買により譲渡したときは、受託者は、信託受益権の譲渡を証する情報
н14-25-7	を提供して、単独で信託の変更の登記を申請することができる。 [○]
H7-17-3	信託の受益権の譲渡がされたことにより受益者が変更した場合には、受託者は、信託の変更の
пт-1т-3	登記を申請しなければならない。 [〇]

## (8) 商業登記法(択一式問題)

#### ① 出題実績

		設 問 ※1				
		P	1	ウ	工	オ
	28	Н19-29-х	H24−28−オ	H17-30-ウ		
	29				H14-34-7	Н17-32-х
問	30	H6-29-√		Н23-31-ウ	H18-33-7	H19−31−オ
題	31					
番	32			H20-30-1 <b>※</b> 2	H22-34-7	
号	33					
	34		S63-40-4 (本店移転), H24-37 (移行の登記)			
	35	S61-37-3		S61-37-1	 	

<sup>%1</sup> 第34間は、ア~オではなく、1~5である。

## ② 出題傾向

#### a 頻出論点の定着

会社法に基づく商業登記法の出題は、H18からであるが、H27までの10年間の出題実績を見ると、大きな括りではあるが、頻出論点の定着がみられる。

## 〔商業登記法の頻出論点〕

総論	H18-32, H18-29, H21-32, H21-33, H21-34, H23-35, H24-33, H25-28, H26-28, H27-35
設 立	H18-30, H19-29, H20-34, H21-28, H23-29, H24-28, H25-29, H26-29, H27-28
株式	H18-33, H19-30, H19-31, H20-35, H21-29, H22-28, H22-29, H23-30, H23-31, H25-30,
体以	H25-31, H26-31, H26-33, H27-30
機関・役員等	H18-31, H19-32, H19-33, H21-30, H24-30, H25-32, H25-33, H26-32, H26-34, H27-29
持分会社	H18-35, H19-35, H20-30, H22-34, H23-33, H24-34, H25-34, H27-32
組織再編行為	H18-32, H19-34, H20-32, H21-31, H21-35, H24-32, H26-35

<sup>※2</sup> 合資会社の唯一の有限責任社員の死亡により当該合資会社が合名会社に種類の変更をする場合

## b 一般社団法人・一般財団法人に関する登記の不出題

- ⇒ H26 と同様, 出題されなかった。
  - cf H25-35 (一般社団法人の登記), H24-35 (一般財団法人の登記), H23-34 (一般社団法人の主たる 事務所の所在地における登記), H22-35 (一般社団法人又は一般財団法人の登記)

#### c 株式会社に関する問題の出題数

	株式会社(特例有限会社を除く)	株式会社以外(特例有限会社を含む)
H18	4	4
H19	6	2
H20	5	3
H21	4	4
H22	5 ※1	3
H23	3	5 ※2
H24	6 ※3	2
H25	5	3
H26	7	1
H27	4	4

- ※1 登記の更正に関する第31問は、すべての設問が株式会社に関するものであるため、株式会社に関する問題に分類している。
- ※2 登録免許税に関する第35間は、設問オが合同会社に関するものであるため、株式会社以外に関する 問題に分類している。
- ※3 登記の更正に関する第33間は、すべての設問が株式会社に関するものであるため、株式会社に関する問題に分類している。

#### ③ 対 策

- a 株式会社及び持分会社に関する登記の理解と暗記
- b 一般社団法人・財団法人に関する登記の対策
- c 商業登記総論,個人商人に関する登記及び外国会社に関する登記の対策
- d 平成 26 年の会社法等の一部改正

#### ④ 特別検討事項

a 平成 27 年商業登記規則改正の出題

#### (a) H27-29-7

登記所に印鑑を提出している代表取締役が辞任した場合の変更の登記の申請書には、当該代表取締役が辞任を証する書面に押した印鑑について、当該印鑑と当該代表取締役が登記所に提出している印鑑とが同一であるときを除き、市区町村長の作成した印鑑証明書を添付しなければならない。

[正誤] 正しい(商登規61条6項)

#### (b) H27-37

\* 印鑑証明書を添付せず、かつ、再任でない監査役について、本人確認証明書を添付するという論点が出題 された。

#### b H27-30-7

会社法上の公開会社における株主に株式の割当てを受ける権利を与えないでする募集株式の発行による変更の登記に関して、取締役会の決議によって募集株式の種類及び数、払込金額並びに払込期日等の募集事項を定めた場合において、株主に対して払込期日の2週間前までに当該募集事項の通知をしたときであっても、募集株式の発行による変更の登記の申請書には、当該通知をしたことを証する書面を添付することを要しない。

「正誤」 正しい (商登法 56 条参照)

\* 会社法においては、公告の種類が多く、かつ、その趣旨ごとに分けて詳細な規定が設けられているが、商業登記法は、これらの公告のうち、公告及び通知の双方を要する場合に限り、その公告をしたことを証する書面を添付書面としている(小川等・通達準拠 P114)。

#### c H27-30-1

会社法上の公開会社における株主に株式の割当てを受ける権利を与えないでする募集株式の発行による変更の登記に関して、取締役会の決議によって募集株式の払込期間を定めた場合において、その期間の満了前に全ての募集株式の引受人が出資の履行を完了したときは、払込期間の満了前であっても募集株式の発行による変更の登記の申請をすることができる。

[正誤] 正しい 払込期間の満了前であっても募集株式の発行による変更の登記の申請をすることができる。この場合、申請書の登記すべき事項は、各引受人からの払込みごとに発行済株式の総数等及び資本金の額を記載することを要し、変更の年月日は、個々の株式引受人の払込日としなければならず、当該払込期間の末日とすることはできない(小川等・通達準拠 P 103)。

#### d H27-31

会計監査人設置会社でない株式会社における資本金の額の変更の登記に関する次のアから才までの記述の うち、債権者保護手続が必要となるが、その登記の申請書には債権者保護手続を行ったことを証する書面の添 付を要しないものは、幾つあるか。

- ア 定時株主総会の決議により資本金の額の一部を減少し、その減少額の全部を準備金とするとき。
- イ 定時株主総会の決議により準備金の額を減少し、かつ、その減少額が当該定時株主総会の日における欠損 の額として法務省令で定める方法により算定される額を超えない場合において、その減少額の一部を資本金 とするとき。
- ウ 臨時株主総会の決議により資本金の額の一部を減少し、その減少額の全部を準備金とするとき。
- エ 臨時株主総会の決議により準備金の額を減少し、その減少額の全部を資本金とするとき。
- オ 臨時株主総会の決議により準備金の額を減少し、かつ、その減少額が直近の定時株主総会の日における欠 損の額として法務省令で定める方法により算定される額を超えない場合において、その減少額の一部を資本 金とするとき。
- 1 1個 2 2個 3 3個 4 4個 5 5個

「正解 1

#### e H27-33

次のアからオまでの法人のうち、資産の総額が法人の登記の登記事項であるものは、幾つあるか。

- ア 医療法人
- イ 学校法人
- ウ 司法書士法人
- 工 社会福祉法人
- 才 特定非営利活動法人
- 1 1 個 2 2 個 3 3 個 4 4 個 5 5 個

「正解 4

## (9) 不動産登記法(記述式問題)

## ① 出題傾向

#### a 申請回数

3回

cf 複数回申請問題の出題⇒H23, H22(以上, 3回申請), H19(3回申請)

## b 実質的混合型

⇒ H24 以降

cf H23は、実質的には文章型であり、H22は、実質的には別紙型である。

## c 特殊な問い

H27	根抵当権の被担保債権として登記できない債権を特定させた上で、その理由を記述させる問題		
HOC	質問内容と登記原因証明情報から借地借家法 23 条 2 項の事業用借地権の設定の可否を判断し、登記		
H26	記録の「権利者その他の事項」欄に記録される事項を記述させる問題		
HOE	登記原因証明情報の「登記の原因となる事実又は法律行為」欄に記載すべき事実や法律行為を記述さ		
H25	せる問題		
H24	相続させる遺言に対して遺留分減殺請求がされた場合における遺産分割協議の可否		
П24	休眠担保権を抹消するために必要な手続等に関する文章の空欄を埋める問題		
H23	ある期限までに一定の登記の申請をしなければ、ある不動産を別に不動産に設定された根抵当権の共		
П23	同担保の目的とすることができない旨の司法書士のアドバイスの内容及び理由を記述させる問題		
H22	補助人に代理権を付与する旨の審判がされた場合に被補助人がした不動産の処分の有効性を記述さ		
ПΔΔ	せる問題		
H21	所有権の移転の登記を仮登記に基づく本登記とする更正の登記を申請することの可否とその理由を		
ПДТ	記述させる問題		
H20	_		
H19	仮定問題(登記を申請する前に別の事実関係が発生した場合)		
H18	仮定問題 (登記申請手続について代理することの依頼を別の日に受けた場合)		
H17	仮定問題 (ある手続を行わないで事実関係が発生した場合)		
1117	処分禁止の仮処分の登記が所有権の一部についてされている理由を記述させる問題		
H16	ある契約に基づく権利変動について登記を申請するための前提となる登記申請の内容等及び理由を		
1110	記述させる問題		
H15	ある登記の申請をする場合に、だれから申請の委任を受けることになるのか及びそのように考えるに		
1113	当たって検討した問題点を記述させる問題		
	ある登記をするために提起すべき訴訟における判決の主文の内容及びその主文の内容とした理由を		
H14	記述させる問題		
	ある登記について登記上利害関係を有する者及びその理由を記述させる問題		
H13	根抵当権一部移転登記の申請が可能であると判断した理由を記述させる問題		
1110	添付書面を添付する理由を記述させる問題		
H12	添付書面を添付する理由を記述させる問題		
1112	申請することができない登記及びその理由を記述させる問題		
H11	登記を申請することができないもの及びその理由を記述させる問題		
H10	登記を申請することができない事実関係及びその理由を記述させる問題		

#### d 既出論点の再出題

	根抵当権の債務者に相続が開始した後6か月以内に指定債務者の合意の登 記がされないことによる当該根抵当権の元本の確定	H12, H10
	一部弁済による元本の確定後の根抵当権の一部移転の登記	H13
H27	極度額の増額による根抵当権の変更の登記	H5 ※1
	全部譲渡による根抵当権の移転の登記	H5 <b>※</b> 1
	被担保債権の範囲の変更よる根抵当権の変更の登記	H5 ※1
	会社と取締役との利益相反取引	H26, H23, H21 等
	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H25, H24, H21, H20
H26	売買による所有権の移転の登記の前提としてする担保権の登記の抹消	H25
	会社と取締役との利益相反取引	H23,H21 等
	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H24, H21, H20
	遺贈の登記と相続登記の順序	H1
H25	登記名義人の住所等の変更の登記の省略	H21
	清算型遺贈があった場合の登記手続	H15
	登記の抹消に際しての相続を登記原因とする債務者の変更の登記の省略	H2, H11 ※ 2
	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H21, H20
H24	農地の所有権の一部移転の登記(遺留分減殺)	Н7
	持分の移転の登記(共有物分割)	H11
	所有権の移転の登記(会社分割)	H16
H23	根抵当権の債務者の変更の登記(相続)	H18, S58
п2о	指定債務者の合意の登記	H18, S58
	会社と取締役との利益相反取引	H21 等
H22	登記名義人の氏名の変更の登記(相続人不存在)	H2
1144	及ぼす変更の登記	S60

※1 H5とは、申請の順序や被担保債権の範囲が論点とされた点で共通する。すなわち、H5は、全部譲渡を原因とする根抵当権の移転の登記をした後に、変更を原因とする被担保債権の範囲及び極度額の増額の変更の登記を申請する問題であった。また、H5は、被担保債権の範囲の変更に際し、不適切な被担保債権の範囲(問屋取引、債務者の不法行為に基づく損害賠償債権)を削除する問題であった。

この点についての詳細は, <a href="http://hiroyukihimeno.blog42.fc2.com/blog-entry-3027.html">http://hiroyukihimeno.blog42.fc2.com/blog-entry-3027.html</a> を参照されたい。 ※2 H21には、登記の抹消に際して債務者の表示の変更の登記を要しないという論点が出題されている。

## e 異なる出題形式の問題

問題を解くのに必要な情報の配置が異なるにすぎない。

## ② 対 策

- a 時間配分,解答順序
- b 択一式問題で出題される民法及び不動産登記法の知識の充実 記述式問題の過去問の検討は欠かせない。
- c 申請情報例の正確な暗記
- d 合理的な解法

## ③ 特別検討事項 (申請すべき登記)

申請時	不動産	登記の目的	登記原因及びその日付	申請人	
第1	甲土地	所有権移転	H26. 11. 7 相続	相続人(被相続人 民事次郎) 民事三郎	
第2		2番根抵当権変更	H26. 11. 7 相続	権 XYZ信用金庫 義 民事三郎 株式会社東京ホテル	
	甲土地乙建物	2番根抵当権一部移転	H27. 6. 5 一部代位弁済	権 一般社団法人XYZ保証基金 義 XYZ信用金庫	
第3		1番共同根抵当権変更	H27. 7. 3 変更	権 株式会社ABC銀行 義 民事三郎 株式会社東京ホテル	
		1番共同根抵当権移転	H27. 7. 3 譲渡	権 株式会社CDE銀行 義 株式会社ABC銀行	
		1番共同根抵当権変更	H27. 7. 3 変更	権 株式会社CDE銀行 義 民事三郎 株式会社東京ホテル	

#### (10) 商業登記法(記述式問題)

#### ① 出題傾向

#### a 申請回数

2回

cf 2回申請問題の出題⇒H26, H24, H23, H21, H20

#### b 登記不可事項の出題

問い	登記不可事項	出題実績
無	無	H21
有	有	H18~H25(H21 を除く。)
有	無	_
無	有	H26, H27 ※1 ※2

<sup>※1</sup> H26 においては就任の承諾をしていない取締役の就任による変更の登記, H27 においては権利義務取締役が 辞任したことによる退任の登記(募集株式の発行については,後記する。)が,登記不可事項である。

## c 未出論点の出題

会社法や商業登記法の択一式問題でも出題されたことがない論点が出題される。

<sup>※2</sup> H27 においては、登記不可事項の問いに代わって、ある者が取締役を辞任したこと及びある株式会社が自己株式を消却したことについて、それぞれ「考えられる理由」を記述させる問いが出題された。

## d 既出論点の出題

H27	取締役会設置会社の定めの設定	H24, H25
	定款の任期に関する定めの短縮	H25, H21
	募集株式の発行	H25, H20
	本店移転	H23
H26	株式の譲渡制限に関する規定の設定	H23
	監査役設置会社の定めの廃止	H19
	定款の任期に関する定めの短縮	H21
H25	資本金の額の減少	Н23
	募集株式の発行	H20
Н23	監査役会設置会社(廃止)	H21(設定),H20(設定:申請代理不可事項)
	事業年度の変更	H20
	会計監査人の自動再任	H20

## e 特殊型問題の出題

H27	株式交換				
H26	株式会社の組織変更(組織変更後会社:合同会社)				
H25	100%減資				
H24	特例有限会社の商号の変更による通常の株式会社への移行				
П24	吸収合併				
H23	異なる管轄の区域内への本店の移転				
H22	新設分割				

## ② 対 策

- a 時間配分,解答順序
- b 択一式問題で問われる会社法及び商業登記法の知識の充実 主要な未出の論点を網羅的に押さえておく。
- c 申請書例の正確な暗記
- d 合理的な解法
- e 平成 26 年会社法改正及び平成 27 年商業登記規則改正への対応

## ③ 特別検討事項

## a 申請すべき登記

申請時	登記の事由				
	発行可能株式総数の変更				
<i>₩</i> 1	取締役、代表取締役及び監査役の変更				
第1	取締役会設置会社の定めの設定				
	監査役設置会社の定めの設定				
	株式交換				
第2	発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の設定				
	発行済株式の種類及び種類ごとの数の変更				

## b 募集株式の発行

登記不可事項である。

	論  点
	募集事項の決定機関と譲渡制限株式の割当先等の決定機関が同一である場合において、申込者及び引受
(Ī)	人が手続開始時に確定しているときは、募集事項を決定する際に、既に判明している申込者による申込み
(I)	があったことを条件として当該申込者に対して募集株式を割り当てるとの条件付決議をすることにより、
	割当先等の決議を省略することができる(松井信憲「商業登記ハンドブック」 P 287)。
	種類株式発行会社において、募集株式の種類が譲渡制限株式であるときは、当該種類の株式に関する募
	集事項の決定は、当該種類の株式を引き受ける者の募集について当該種類の株式の種類株主を構成員とす
	る種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めがある場合及び当該種類株主総会において議決権を行
	使することができる種類株主が存しない場合を除き、当該種類株主総会の決議がなければ、その効力を生
(2)	じない (会社法 199 条 4 項)。
	* 募集事項の決定に係る添付書面として株主総会の議事録のみを添付してする募集株式の発行による
	変更の登記の申請は、株主総会と種類株主総会とは別個のものであり、たとえ株主総会と種類株主総会
	とで議決権を行使することができる株主がまったく同一であるという事情があるとしても,株主総会の
	決議をもって種類株主総会の決議があったものとみなすことや、株主総会の決議をもって種類株主総会
	の決議を兼ねることはできないことから,受理されない(民事月報 Vol. 64 No. 8 P 24)。

以 上

# 2015 年合格目標 択一式対策講座【理論編】 ズバリ的中表

## 1 総合

	的中設問数	的中率(正解できる問題数)
午前の部	169/176 ※1	96.0%(33問) ※2
午後の部	161/175	92.0%(33 問) ※3
合 計	330/351	94.0% (66 問)

- ※1 第3問の設問を6個としているため、午前の部の設問数の合計は、175個ではなく、176個となる。
- ※2 正解できなかった問題は、いずれも個数問題である第9問及び第13問である。
- ※3 正解できなかった問題のうち1問は、個数問題である第33問である。

## 2 午前の部

Z   Hij 07 Hij		設 問 ※					
		ア	7	ウ	エ	オ	
第1問		憲·刑 p43	憲·刑 p57	憲·刑 p61	憲·刑 p94	憲·刑 p68	
第2問	憲法	憲·刑 p207	憲·刑 p204	憲·刑 p205		憲·刑 p190	
第3問				*			
第4問		民 I p4	民 II p298, I p4		民 I p4, II p256	民 I p4	
第5問		民 I p23	民 I p24	民 I p22	民 I p25	民 I p22	
第6問		不登 I p226	民 I p90	民 I p91, 140	民 I p280	民 I p109	
第7問		民 I p107	民 I p107	民 I p108	民 I p108	民 I p23	
第8問		民 I p130	民 I p294	民 I p152	民 I p129	民 I p150	
第9問			民 I p156	民 I p145	民 I p145	民 I p142	
第10問		民 I p170	民 I p169	民 I p174	民 I p180	民 I p176	
第11問		民 I p190	民 I p189	民 I p190	民 I p190	民 I p192	
第12問		民 I p200	民 I p197	民 I p199	民 I p198	民 I p202	
第13 問	民法	民 I p217	民 I p216		民 I p226	民 I p224, II p77	
第14問	氏 伝	不登Ⅱp2	民 I p285	民 I p289	民 I p283	民 I p291	
第15問		民 I p298		民 I p301	民 I p295	不登 I p384	
第16問		民II p6	民Ⅱ p6	民Ⅱp6	民Ⅱp6	民Ⅱp6	
第17問		民Ⅱ p48	民 II p52	民Ⅱ p51	民II p57	民 II p54	
第18問		民IIp100	民II p33	民II p107	民II p41, p100	民Ⅱp102	
第19問		民IIp158	民Ⅱp4, 158	民IIp160	民Ⅱp158	民Ⅱp159	
第20問		民II p279	民Ⅱp275	民II p276	民Ⅱp273	民Ⅱp272	
第21問		民 I p5	民Ⅱp311	民II p316	民Ⅱp313	民Ⅱp316	
第22問		民Ⅱp337	民Ⅱp337	民II p339	民Ⅱ p341	民Ⅱp341	
第23問		民Ⅱp40, p347	民Ⅱp355	民II p27, p355	民 II p360	民Ⅱp356	
第24問		憲·刑 p331	憲·刑 p333	憲·刑 p388	憲·刑 p484	憲·刑 p329	
第25問	刑法	憲·刑 p404	憲·刑 p405	憲·刑 p405	憲·刑 p405	憲·刑 p403	
第26問		憲·刑 p533	憲·刑 p530	憲·刑 p527	憲·刑 p528	憲·刑 p529	
第27問		会·商 p21	会·商 p30	会·商 p33	会·商 p569	会·商 p571	
第28問		会·商 p82	会·商 p83	会·商 p80	会·商 p81,188	会·商 p81,189	
第29問		会·商 p67	会·商 p220	会·商 p221	会·商 p231	会·商 p235	
第30問	会社法	会·商 p293	商登 p72	会·商 p295, 商登 p241	会・商 p281	会・商 p271	
第31問	会任法 商 法	会·商 p367	会·商 p370	会·商 p372	会·商 p369	会·商 p368	
第32問	1141 124	会·商 p400	会·商 p404	会·商 p407	会·商 p412	会·商 p416	
第33問		会·商 p458	会·商 p460	会·商 p460	会・商 p461	会・商 p460	
第34問		会·商 p502	会·商 p519, 520	会·商 p162	会·商 p528	会·商 p501	
第35問		会·商 p649	民Ⅱ p48			会・商 p322	

※ 空欄に語句を挿入する問題である第3問は、ア~オではなく、①~⑥であるため、以下に示す。

第2問	憲法	1)	2	3	4	5	6
		憲·刑 p260	憲·刑 p260	憲·刑 p260	憲·刑 p260	憲·刑 p262	憲·刑 p270

## 3 午後の部

		設 問 ※						
		ア	イ	ウ	н	才		
第1問		民訴等 p6	民訴等 p15	民訴等 p18	民訴等 p14	民訴等 pl1		
第2問		民訴等 p34	民訴等 p34	民訴等 p35	民訴等 p35	民訴等 p36		
第3問	民訴法	民訴等 p107	民訴等 p98	民訴等 p215	民訴等 p104	民訴等 p110		
第4問		民訴等 p14, p162	民訴等 p187	民訴等 p186, p162	民訴等 p172	民訴等 p162		
第5問		民訴等 p206・207	民訴等 p204・205	民訴等 p47	民訴等 p212	民訴等 p212		
第6問	民保法	民訴等 p450	民訴等 p455	民訴等 p452	民訴等 p456, p459	民訴等 p458		
第7問	民執法	民訴等 p293	民訴等 p293	民訴等 p294	民訴等 p294	民訴等 p294		
第8問	司書法	供·書 p215	供·書 p196	供·書 p196	供・書 p230	供·書 p195		
第9問		供·書 p17	供·書 p16	供·書 p17	供·書 p17	供·書 p19		
第10問	供託法	供·書 p141	供·書 p140	供·書 p136	供·書 p128	供·書 p130		
第11問		供·書 p122	供·書 p117	供·書 p119	供·書 p119	供·書 p147		
第12問		不登 I p60	不登 I p58	不登 I p58	不登 I p58	不登 I p60		
第13問		不登 I p73		不登 I p73	不登 I p74	不登 I p29・30		
第14問		不登 I p167	不登 I p285		不登 I p354	不登Ⅱp150		
第15問		不登 I p230	不登 I p239	不登 I p294	不登 I p340	不登Ⅱ17		
第16問		不登 I p249		不登 I p276	不登 I p350	不登 I p245		
第17問		不登 I p21・22	不登 I p21・22	不登 I p21・22	不登 I p21・22	不登 I p21・22		
第18問		不登 I p244	不登 I p172	不登 I p258	不登Ⅱp210			
第19問	av >1	不登Ⅱp132	不登 I p15	不登 I p16	不登 I p16	不登 I p15, Ⅱ p19		
第20問	不登法	不登Ⅱp142		不登 I p238	不登 I p224	不登 I p258, Ⅱ p187		
第21問		不登Ⅱp228	不登Ⅱp226	不登 I p170	不登Ⅱp231	不登 I p255		
第22問		不登 I p271	不登 I p273	不登 I p272・273	不登 I p286	不登 I p292		
第23問		不登 I p361・362	不登Ⅱp72	不登 I p378	不登Ⅱp85	不登Ⅱp63・64		
第24問			不登Ⅱp123		不登Ⅱp136	不登Ⅱp120		
第25問		不登 I p183	不登 I p179	不登 I p191		不登 1 p206		
第26問		不登 I p198	不登 I p198	不登 I p224	不登 I p198	不登 I p198		
第27問		不登Ⅱp103・104	不登Ⅱp99	不登 I p230, Ⅱ p88	不登Ⅱp105・106	不登Ⅱp102		
第28問		商登 p61, p80	商登 p82	商登 p81	商登 p81	商登 p81・82		
第29問		商登補足 p8	商登 p303	商登 p227	商登 p533	商登 p269・270		
第30問		商登 p161	商登 p162	商登 p160	商登 p124	商登 p158		
第31問	alte ave sala	商登 p119・120	商登 p114, p116	商登 p119・120	商登 pl14, pl16	商登 p114, p116		
第32問	商登法	商登 p363	商登 p383, p419	商登 p404	商登 p376	商登 p399		
第33 問								
第34問				商登 p91, p513, p515				
第35問		商登 p48	商登 p48	商登 p47	商登 p41, p48			

<sup>※</sup> 第 12 問及び第 34 問は、ア~オではなく、  $1 \sim 5$  である。